

## 蕨市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、蕨市マスコットキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）を貸し出しする場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用の範囲)

第2条 着ぐるみを使用できる範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市及び公的機関の行う事業であること。
- (2) その他公益的観点から適当と判断できる事業であること。

### (使用の許可)

第3条 着ぐるみの借り受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、あらかじめ、蕨市マスコットキャラクター「ワラビー」着ぐるみ使用申請書（様式第1号）または、蕨市マスコットキャラクター「わらぶー」着ぐるみ使用申請書（様式第2号）に行事等の概要が分かる資料を添付して、蕨市総務部政策企画室長（以下「管理者」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、「蕨市マスコットキャラクター着ぐるみ使用許可書」（様式第3号）をもって行う。

### (貸出・返却方法)

第4条 着ぐるみは、蕨市役所に来庁して借り受けることを原則とする。

2 使用者が着ぐるみを返却する時は、市に来庁して点検を受けることを原則とする。

### (使用期間)

第5条 着ぐるみの使用期間は、原則として7日間以内とする。ただし、管理者が認めた場合は延長することができる。また、申し込み、借り受け及び返却の日時は、土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く平日の9時から17時までとする。

### (使用料)

第6条 着ぐるみの使用料は無料とする。

### (使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。

- (3) 着ぐるみが汚損しないように努めること。
- (4) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (5) 第三者に転貸又は有料で貸出ししないこと。
- (6) その他管理者が特に付した条件に従って使用すること。
- (7) 別に定める「ワラビーエアー着ぐるみマニュアル」、「蕨市マスコットキャラクターワラビー着ぐるみマニュアル」を遵守すること。
- (8) わらぶーの着ぐるみの使用範囲は、市職員のみとする。

(使用許可の取消)

第8条 被許可者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、被許可者に損害が生じても、許可者はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 着ぐるみを破損、又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(許可者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

様式第1号

蕨市マスコットキャラクター「ワラビー」着ぐるみ使用申請書

令和 年 月 日

蕨市総務部  
政策企画室長 あて

(申請者)

住 所 :

団体名 (所 属) :

代表者 (所属長) :

(連絡先) 担当者 :

電 話 :

着ぐるみの使用にあたり、貸出要領を遵守の上、下記のとおり申請します。

事業の名称		
事業の実施日時	令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで	
事業の実施場所		
事業の内容		
使用着ぐるみ	<input type="checkbox"/> ワラビーエアー着ぐるみ	<input type="checkbox"/> 50周年記念ワラビー
使用期間	受取日：令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 から 返却日：令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 まで	
使用条件	「蕨市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要領」に従うこと	

※行事等の概要が分かる資料を添付すること

様式第2号

蕨市マスコットキャラクター「わらぶー」着ぐるみ使用申請書

令和 年 月 日

蕨市総務部  
政策企画室長 あて

(申請者)

所 属 :

所属長 :

担当者 :

電 話 :

着ぐるみの使用にあたり、下記のとおり申請します。

事業の名称	
事業の実施日時	令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで
事業の実施場所	
事業の内容	
使用期間	受取日：令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 から 返却日：令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 まで
注意事項	わらぶーのエア着ぐるみは、使用の範囲（市職員のみ）以外、ワラビーの着ぐるみと同様の取り扱いになりますので、「わらぶーエア着ぐるみマニュアル」と併せて、「蕨市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要領」を遵守してください。

